

平成 24 年度 松戸市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成24年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 市立病院事業

(1) 病 床 数

一般病床	605 床
感染病床	8 床
計	613 床

(2) 年間延患者数

入院患者数	183,230 人
外来患者数	230,055 人
計	413,285 人

(3) 1日平均患者数

入院患者数	502 人
外来患者数	939 人

(4) 主要な建設改良事業

○医療器械整備	391,700 千円
○エレベーター改良事業	110,000 千円
○小児集中治療室整備事業	83,000 千円
○新病院計画調査事業	29,400 千円

2. 市立東松戸病院事業

(1) 病 床 数

一 般 病 床 198 床

(2) 年間延患者数

入院患者数 60,590 人

外来患者数 53,165 人

計 113,755 人

(3) 1日平均患者数

入院患者数 166 人

外来患者数 217 人

(4) 主要な建設改良事業

○医療器械整備 136,500 千円

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 入 所 定 員

50 人

(2) 年間延利用者数

入 所 者 数 17,885 人

通 所 者 数 490 人

計 18,375 人

(3) 1日平均利用者数

入 所 者 数 49 人

通 所 者 数 2 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市立病院事業収益	14,800,000 千円
第1項 医業収益	13,349,669 千円
第2項 医業外収益	1,180,303 千円
第3項 看護学校収益	143,567 千円
第4項 保育所収益	126,460 千円
第5項 特別利益	1 千円
第2款 市立東松戸病院事業収益	2,418,679 千円
第1項 医業収益	2,055,382 千円
第2項 医業外収益	363,296 千円
第3項 特別利益	1 千円
第3款 市立介護老人保健施設梨香苑事業収益	242,785 千円
第1項 施設事業収益	225,063 千円
第2項 施設事業外収益	17,721 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款	市立病院事業費用	14,800,000	千円
第1項	医業費用	14,276,933	千円
第2項	医業外費用	206,641	千円
第3項	看護学校費用	143,567	千円
第4項	保育所費用	131,322	千円
第5項	特別損失	11,537	千円
第6項	予備費	30,000	千円
第2款	市立東松戸病院事業費用	2,418,679	千円
第1項	医業費用	2,301,086	千円
第2項	医業外費用	112,591	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	5,000	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用	242,785	千円
第1項	施設事業費用	239,826	千円
第2項	施設事業外費用	1,957	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 489,936千円は、過年度分損益勘定留保資金 489,936千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 市立病院資本的収入	924,923 千円
第1項 企業債	461,800 千円
第2項 県支出金	80,000 千円
第3項 出資金	358,099 千円
第4項 負担金	25,020 千円
第5項 投資	2 千円
第6項 固定資産売却代金	1 千円
第7項 寄附金	1 千円
第2款 市立東松戸病院資本的収入	371,170 千円
第1項 企業債	136,500 千円
第2項 出資金	234,668 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円
第4項 寄附金	1 千円
第3款 市立介護老人保健施設梨香苑資本的収入	3,846 千円
第1項 出資金	3,844 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円
第3項 寄附金	1 千円

支 出

第1款	市立病院資本の支出	1,280,127 千円
第1項	建設改良費	787,700 千円
第2項	投 資	84,960 千円
第3項	償 還 金	397,467 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円
第2款	市立東松戸病院資本の支出	502,856 千円
第1項	建設改良費	159,000 千円
第2項	償 還 金	338,856 千円
第3項	予 備 費	5,000 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本の支出	6,892 千円
第1項	建設改良費	2,500 千円
第2項	償 還 金	3,892 千円
第3項	予 備 費	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新病院建設用地 取得事業(66街区分)	平成24年度から 平成25年度まで	土地代金 2,269,775千円以内 に年利8.5%の利 子及び事務費を加 えた額の範囲内
新病院建設用地 取得事業(65街区分)	平成24年度から 平成25年度まで	土地代金 498,665千円以内 に年利8.5%の利 子及び事務費を加 えた額の範囲内

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院 医療器械整備事業	300,000千円	証書借入 又は 証券発行	6.5% 以内	この資金は借入先の融通条件 により償還する。ただし、企 業財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利債に借 換えることができる。
市立病院 小児集中治療室 整備事業	83,000千円			
市立病院 エレベーター改良事業	48,200千円			
市立病院 救命救急センター 医療器械整備事業	30,600千円			
市立東松戸病院 医療器械整備事業	136,500千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業	2,500,000 千円
2. 市立東松戸病院事業	300,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 看護学校費用
- (4) 保育所費用
- (5) 施設事業費用
- (6) 施設事業外費用
- (7) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 市立病院事業	
(1) 職員給与費	8,538,392 千円
(2) 交際費	89 千円
2. 市立東松戸病院事業	
(1) 職員給与費	1,549,210 千円
(2) 交際費	40 千円

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 職員給与費 181,896 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業 2,088,512 千円

2. 市立東松戸病院事業 138,390 千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 東松戸病院事業

	(種類)	(名称)	(数量)
(1) 取得する資産	医療器械	核磁気共鳴診断装置	1 式

平成 24 年 2 月 23 日 提出

松戸市長 本郷谷 健次